

平成 21 年 12 月 18 日

各 位

みずほ証券株式会社

東京証券取引所に対する損害賠償請求訴訟の控訴のお知らせ

本日、みずほ証券株式会社（以下「当社」）は、平成 21 年 12 月 4 日に東京地方裁判所で言い渡された株式会社東京証券取引所（以下「東証」）に対する損害賠償請求訴訟（平成 18 年（ワ）第 23958 号 損害賠償請求事件）の判決（以下「本判決」）に対して、控訴することを決定致しましたので、ここにお知らせ致します。

本判決では、当社及び東証が行った主張に関して、第一審の裁判所が把握・整理した争点毎にその判断が示されておりますが、当社は、訴訟代理人とともに本判決の内容の精査を行い、当社が証券会社として資本市場を担う立場にあることも踏まえて控訴するか否かについて検討を重ねました。その結果、当社と致しましては、第一審判決の内容を受入れるのは難しく、改めて控訴審において当社の考えを主張・立証し、東京高等裁判所の判断を求めることが必要ではないかとの結論に至り、本日、控訴することは止むを得ないと判断した次第です。

なお、当社と致しましては、証券市場の一参加者として、引き続き誤発注の防止を含めた発注管理体制の整備に努めて参る所存でございます。

以 上

(ご参考：これまでの経緯)

平成 17 年 12 月 8 日 当社が、ジェイコム株式会社(2462)株式に係る委託売り注文を執行する際、「1株 610,000 円」の売り注文を、誤って「610,000 株 1 円」の売り注文と入力して、東証に発注。

当社は、直ちに誤発注であることに気付き、複数回にわたり取消注文を適切に行ったものの、東証は、株式売買システムの不具合により取消注文に従った取消処理を行わず、取消注文以降も約定を成立させ続けたため、最終的に当社に約 407 億円の売却損が発生。

平成 18 年 3 月～8 月 当社と東証で損失分担協議。進展なし。

平成 18 年 10 月 27 日 東証に対し、上記売却損(約 407 億円)のうち取消注文以降に生じた損失及びその他諸費用(合計約 415 億円)の損害賠償を求めて東京地方裁判所に訴訟を提起。

平成 21 年 12 月 4 日 東京地方裁判所にて判決言渡し。

東京地方裁判所は、東証に対し、当社へ 107 億円 1212 万 8508 円並びに内 105 億 1212 万 8508 円に対する平成 17 年 12 月 8 日から平成 18 年 9 月 15 日まで年 5 分及び同月 16 日から支払済みまで年 6 分の割合による金員並びに内 2 億円に対する平成 17 年 12 月 8 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払うことを命じる判決(仮執行宣言付き)を言渡し。

以 上